

## 岩倉市都市計画審議会会議録

- 1 日 時：令和3年11月15日（月） 午前9時30分～午前10時30分
- 2 場 所：岩倉市役所7階 第2・3委員会室
- 3 出席委員：嶋田 喜昭・加藤 彰・櫻井 好・山田 幹夫・井上 剛・木ノ本 みゆき・  
石黒 里実・片岡 健一郎・谷平 敬子・水野 忠三・大野 慎治・木村 冬樹  
一宮建設事務所 企画調整監 稲垣 政行  
江南警察署 交通課 黒川 隆行  
敬称略
- 4 欠席委員：竹内 祥浩
- 5 傍聴者数：0名
- 6 事務局：建設部長・都市整備課長・計画営繕グループ長  
同主査・同技師
- 7 議 題：（1）尾張都市計画生産緑地地区の変更（岩倉市決定）について  
（2）特定生産緑地の指定について
- 8 審議内容：別添のとおり

## 岩倉市都市計画審議会会議録：令和3年11月15日開催

事務局： それでは皆様大変お待たせいたしました。ただ今より、都市計画審議会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、大変ご多忙のところ、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。本日、司会進行を務めさせていただきます都市整備課長の西村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議でございますけれども、委員総数の1/2以上の皆様にご出席をいただいております、定足数に達しているということで、都市計画審議会条例の第6条に基づき、会議は成立をしているということをまずご報告させていただきます。

なお、本日ですが、愛知県一宮建設事務所長様におかれましては、企画調整監の稲垣政行様、また、江南警察署長様におかれましては、交通課巡査部長の黒川隆行様に代理でご出席をいただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、市長よりごあいさつを申し上げます。

市長： 改めまして、皆様、おはようございます。岩倉市長の久保田桂朗でございます。本日は、岩倉市都市計画審議会を本当に皆様、お忙しい中、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

また、日頃から本市の都市計画行政の推進については、皆様の多大なるご尽力を賜っておりますことに、心から感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

まずは、新型コロナウイルス感染症の関係ですが、こここのところ落ち着きを見せておるといことで、決して油断できない状況というのは承知しておりますが、そうした中でも少しずつ日常が戻ってきておるとい状況も見られます。ただですね、諸外国を見ますと、ワクチン接種が完了したにも関わらず感染者が増えておる状況もありますのでこうしたことにしっかりと対応していかなければならないということで、本市におきましても医師会の皆様のご協力があったことだったのですが、比較的順調に進みまして、今、3回目の接種の準備をしておる段階でございます。どうか皆様方におかれましてもくれぐれもお気をつけいただきたいと思います。

こうした中、本市は市政50周年を今年迎えるということで、記念日が間もなく12月1日でございます。そうした中、中止になってしまった事業もございしますが、そのなかでも、コロナ渦にあつて感染防止対策を取りながら、できる事業については進めて参りました。市民の皆様の本当に多くの協力をいただきな

がら進めて来られたことに本当に感謝したいと思います。

さて、本日、付議させていただく案件あるいは、諮問させていただく案件はそれぞれ1件ずつでございます。付議させていただく案件につきましては、尾張都市計画生産緑地地区の変更（岩倉市決定）についてでございます。また、特定生産緑地につきましては、こちらは諮問をさせていただきたいという風に思います。これはですね、令和4年12月でございますが、生産緑地の指定から30年を迎えるということで、引き続き固定資産税の減免の措置を受けるためには、指定から30年経過前までに既存の生産緑地をこの特定生産緑地に指定する必要があるということでございます。こうしたことから皆様方のご意見をお聞きしたいということで諮問をさせていただくことになっております。

どうか、これまでの皆様方のそれぞれのお立場から知識、経験をいかされ忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げます。本日はよろしく申し上げます。

事務局：では、都市計画審議会での審議事項につきまして、市長より諮問及び諮問をさせていただきます。

〈 付議、諮問 〉

事務局：それでは、誠に恐れ入りますが、市長は他の公務がございまして、ここで退席とさせていただきます。

〈 市長退席 〉

事務局：それでは、これ以降の議事進行につきましては、嶋田会長にお願いしたいと思います。

窓を全開とさせていただきます。寒いかもしれませんがよろしく申し上げます。

では、嶋田会長よろしく申し上げます。

会長：改めましておはようございます。会長を仰せつかっております、大同大学の嶋田でございます。

ようやく、コロナが落ち着きまして、対面での審議会ができるということで、嬉しく思っております。

先日、一宮市の都市計画審議会をオンラインでやらせていただきました。やはり対面のほうが活発にご意見が出ると思いますのでよろしく申し上げます。

では、早速始めさせていただきます。先ほど市長より、当審議会に都市計画に関する付議と諮問がそれぞれ 1 件ずつありましたので、ご審議いただきたいと思えます。

まず、「議題（1）尾張都市計画生産緑地地区の変更（岩倉市決定）」についてですが、まずは事務局よりご説明をお願いいたします。

〈 資料に基づき都市整備課計画営繕グループ長が説明 〉

会 長 : ありがとうございます。それでは、何かご質問、ご意見ございましたら、お願いします。いかがでしょうか。

委 員 : 質問です。除外になった土地の跡地利用はどのような計画で進んでいるかお知りになっているのでしょうか。

事務局 : 調書番号 1、2 につきましても住宅を建築するというので、No.1 の方は住宅が建っている状態です。除外されると家を建てられることが多いというところではございます。

会 長 : よろしかったでしょうか。他にいかがでしょうか。

委 員 : 最後の方でご説明のあった 11-10 の残のところの 254 m<sup>2</sup>と 12-2 というのが、17 ページの地図でいうと少し離れているようにも見えるのですが、隣地同士とかでなくて、こういう風にちょっと離れたところで、12-2 にするということがあることなのでしょうか。

事務局 : こちらにつきましては、基本的には隣接するところに組み入れるということが原則にはなるんですけども、今回、次に説明します特定生産緑地の指定に伴いまして一団の街区の考え方を国が緩和をいたしまして、道路等で区画されたものについては、そこを 1 つの街区としてみても良いですという形で、一団の街区を緩和するという形になりまして、今回のところもそういった形で考えますと、隣接しているという風に考えても良いということになって、場所的には離れているように見えるんですけども、一団の農地として取り扱っても良いということで、今回組み入れるというところではございます。

会 長 : はい。そういう定義があるんですね。隣接の一団とみなす定義が。

事務局 : そうです。平成 29 年の生産緑地法の改正の中です。市内の緑地を保存していこうということで、極力、道連れ解除にならないように、これまでは隣接した道路を挟んだ緑地でないと生産緑地として一団を組めなかったのが、少し範囲を広げて、道路で区画されたそれぞれで一団を組んでも良いですよという形で、その取扱いが平成 29 年に変わったということで、それを使わせていただいて、今回はそちらと組むという形をとらせていただいたということです。

会 長 : 今、ご指摘いただいたように 80m くらい空くんですけども、距離的にはあるんですけども要件はあるんですか。

事務局 : 街区と街区が隣接していれば、離れていても一団としても良いですよということで、生産緑地を守っていこうということで、国の方が要件を緩和したということで、今までですと、これは隣接してはないという形になりますので、道連れ解除で終わってしまったのです。

会 長 : この地図を見ますと、街区は結構離れていますが、要件は満たしていますか。

事務局 : すぐ西側に広めの道路があるかと思いますが、その道路との区画でそれぞれ隣り合っているということです。

会 長 : 生活道路というよりは、区画道路ということですね。街区の考え方にもよりますけども。これで一団とみなされるのであれば良いと思います。ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

委 員 : 今の先生の質問に関連してなんですけども、抽象的には理解できて、生産緑地を残せるものは残していくという方向については理解できた。が、今のところの街区というところ、だいぶ離れておる。というところについて、具体的には距離はどれだけだとか、街区の考え方について具体的な根拠はあるのですか。

事務局 : 具体的には何m以内でないといけないだとか具体的なそういったところまでは国は示していないですが、一定の幅員がある道路で区画をされたものについては、街区としてみなして良いということで、国は具体的などころまでは示していないんですけども、基本的には一定の幅員がある道路で区画された街区に隣接しているものであれば、個別に愛知県の方の意見も聞きながら組み入れるか組み入れないかをその都度やっていくという形になります。具体的なラインがあるというわけではないということをご理解いただきたいと思います。

委員： 11-9の方が近いのではないか。

事務局： 11-9の方には断られました。話には行ったのですが、結局この方も高齢の方で、組み入れることでもし自分が亡くなったときに、またそうすると、道連れ解除になってしまう可能性があるというところで、11-9の方が近いので、お願いできないかと頼みに行ったのですが、11-9の方からはご遠慮したいということなので、次に12-2の方は良いですよと了解を得られたのでこちらに組むということでございます。

会長： ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

委員： 他の市町では500㎡を一団としてますが、条例等で300㎡を一団とするという条例を制定しているところもありますが、岩倉市はそのような考えはありますか。

事務局： こちらにつきましては、次の特定生産緑地のところでご説明をしようと思っておりましたが、確かに下限面積を300㎡に引き下げた自治体もありますけども、岩倉市としましては、県内の状況や下限面積引き下げのデメリットを考えまして、岩倉市としては下限面積の引き下げは行わないという形で進めていこうとしております。

会長： よろしかったでしょうか。他にいかがでしょうか。  
特に良ければ、お諮りしたいと思いますけど、ご意見等よろしいでしょうか。  
他にないようですので、「議題（1）尾張都市計画生産緑地地区の変更（岩倉市決定）」についてお諮りいたします。原案のとおり認めることにご異議ございませんでしょうか。

委員： 異議なし（全員）

会長： ありがとうございます。では異議無しとのことですので、「議題（1）尾張都市計画生産緑地地区の変更（岩倉市決定）」については原案のとおり議決されました。

続きまして、議題2といたしまして、諮問でございますが、「特定生産緑地の制定について」を議題といたします。まずは事務局よりご説明をおねがします。

〈 資料に基づき都市整備課計画営繕グループ長が説明 〉

会 長 : ありがとうございます。それでは何かご意見、ご質問ございましたら、お願いします。

委 員 : 特定生産緑地へ希望される方が 8 割くらいで非常に多いと考えておるんですけども、特定生産緑地に指定した後が大事かなあと思っております、公平性を担保するためにどれくらいの期間で現況確認をしていく予定をされているか、そういう計画があるかないか、もしあればどんな計画なのか教えていただきたいと思います。

事務局 : こちらにつきましては、本市はコンパクトな街になりますので、それほど面積的に大きくございませんので、最低 1 年に 1 回は事務局の方で全ての生産緑地について現況を確認させていただくという予定にしております、状況が芳しくないところについては、個別に指導をさせていただくという形にしております。

会 長 : 何月頃とか決まっているのですか。

事務局 : 特に今時点では決めておりませんが、6 月 7 月頃だとちょうど草が一番生えている頃に見に来られるというのは嫌がられる方もお見えになるので、時期については、秋にするのかその辺については事務局で検討したいと思います。それか 2 回にするのか、春と秋にするのか、それほど数も多くないということもございますし、本市はコンパクトな街なので、事務局の方で確認していると考えています。

委 員 : 特定生産緑地になっても今まで通り生産者の方が亡くなったり、従事することが不可能となる故障を有した場合は解除ができるということでしょうか。

事務局 : 制度変更がございませんので、その通りでございます。

会 長 : 他にいかがでしょうか。

委 員 : 生産緑地というのは市街化区域内の農地ということで、防災面での機能も

あると思います。今回の制度変更の中で、1.8ha くらいが解除されるという形になってくるわけで、おそらく解除したところは宅地になってくることが多いと思いますが、そういった点での例えば水害対策だとかそういったものは上下水道課との連携につながるところかと思いますが、制度変更において、水害対策に変更がないのかどうかという点については検討はされているのでしょうか。

事務局 : 治水につきましては、都市整備課はもちろんですし、上下水道課という形にもなりますので、市として、あとはもう少し大きい県全体という形にもなってくるかと思いますが、そちらについては今後、特定生産緑地に指定されなかったところの宅地化により減っていくということはあると思うので、そちらについては市全体として検討していきながら、水害対策ができるものについては、取り組んでいきたいと考えております。

会 長 : よろしかったでしょうか。

委 員 : もちろんそういった話し合いはこれから上下水道課とも行っていくというそういう姿勢でよかったでしょうか。

事務局 : そうです。

会 長 : 非常に重要なお指摘だと思います。他にいかがでしょうか。

委 員 : 特定生産緑地はいわゆる市街化区域内の畑についての問題で、農業委員会の中でも、解除した後どうなるのかというところが話題になりがちですが、以前は市街化区域内の農地については、基本的には畑ではなく、開発するような流れだったんですけども、あるところで方針が変わって、市街化区域内の農地を残していくことが大事なんだということで、農業をするということについて、支援だとかそういう視点が都市計画の会議ではあんまり出ていない。農業委員会の中でも残念ながらそういう視点がない。ただ、今年度からになってから変化があって、そういうところについても考えていかなければいけないということで、農業委員会の中でも議論が出てきておるということはいいことだと思う。特に今年は、コロナ渦の中で米の価格が農協の概算払いで 9700 円。昨年が 13000 円を切っているくらいだった。というところで、コロナ渦の中で需要と供給の関係でというのがあった。そういうことについての支援についても考えて、生産緑地というものを残して、農業者を

支援していくということについて、商工会については支援策はあるが、農業については、ほぼ 0 に近い。ただ、認定農園者だとかについての支援については国の動きもあるが、そうでないいわゆる兼業農家等々についてのフォローは皆無ということで、そういう点も考えていただけるといいかなあと、とりわけ、一般の先生方も見えるので、そういう視点でも検討いただきたいと思います。

事務局 : ごもった意見です。市街化区域の農地というのはなかなか農地としてある部分と、小さい岩倉市の市街化の中にある一定の規模の面積なので開発する方としては魅力的がある土地にもなるということで、開発と農業という相反するところではあるんですけども、そこでどういうバランスを取りながらやっていくかということで、国の方も都市緑化法だとかで市街化区域での農地も増やしていった方が良くという方針も出ていると承知しておりますが、土地所有者の方の意向も入ってくるので、生産緑地として残していただけたところについては、農業者への支援という違った目線を入れて保全をしていきたいと考えております。

会長 : 先ほど委員からもご指摘ありましたが、国もグリーンインフラということで、市街地の緑地は非常に重要になっていると思う。調整池のような役割にもなっているで、是非、残すという視点も重要なかなと思います。

他にいかがでしょうか。

今、私が残すということと言いましたけども、一方で税の優遇も受ける訳ですから、作物を作ったりというのをやっていただかないといけないんですけども、先ほど 1 年に 1 回確認に回るという形でしたが、逆に何を作ったか 1 年に 1 回報告していただくのも良いのではないかな。回るといっても 100 か所くらいはあるので、そういうのもあるかなと思います。若い人なら写真でも送ればそれで良いんですけども、なかなか、そういうことが難しい方もいるかもしれませんので、書面でも良いのかなと思うんですけども、そういう方法もあるのかなと思います。各市町さんはどういう方法で確認してるのですか。

事務局 : ばらばらです。大きな市だと 1 年に 1 回も回り切れないので、3 年に 1 回で全ての生産緑地を回っているところもあるようです。

会長 : 私は一宮市の方でそう聞きました。3 年に 1 回回っているようです。そうすると何も作っていないという指摘があるそうです。岩倉市の方ではどうなの

かなと思いました。不公平に感じておられる方もいるかもしれませんので。

事務局 : その辺のやり方については、今ご意見をいただきましたので、生産緑地の所有者の方にもご案内をした後でないと、急にやってほしいといっても、今までやっていなかったのというのがありますので、始めるときにはハレーションがあるかもしれませんが、確かに生産緑地ということで、市街化区域の農地でありながら、税の優遇を受けているということもありますので、それについては事務局の方で検討していきたいなと思っておりますのでよろしくお願い致します。

会 長 : 他にいかがでしょうか。

スケジュールとかもいただきましたが、このような形で進めていくということですね。よろしかったでしょうか。

では、特に無ければ、議決をとることはしないんですけども、承認だけしていただこうと思っておりますので、お諮りしたいと思います。

では、「議題（2）特定生産緑地の指定について」は原案に対してご異議ございませんでしょうか。

委 員 : 異議なし（全員）

会 長 : ありがとうございます。それでは原案のとおり承認されました。ありがとうございます。

本日、用意していただいている議題はこれで終わりなんですけども、その他事務局から何かありますか。

事務局 : 特にございませぬ。

会 長 : それでは、以上をもちまして、本日の審議会は閉じさせていただきます。委員の皆様、本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、また、ご審議賜りまして誠にありがとうございました。